









00864

同	同	一〇同	、六〇	、七四
クロルエチル	同	一〇〇cc	二、一七	二、六九
同	同	五〇cc	一、三七	一、六九
ウワウルシ	同	二疋	九、九五	一、八八
流動エキス	同	五〇〇瓦	二、七五	三、四二
同	同	同	三八、八四	一
乾燥甲狀腺	同	二五同	二、二〇	二、七四
同	同	同	二、二〇	二、七四
(イ)	本表ニ掲グル品目日本薬局方ニ記載スル所ノモノハ其ノ性状、品質該局方所定ニ適合スルモノトス			
(ロ)	本表價格ニハ容器ノ欄ニ掲グル容器代ヲ含ムモノトス			
二 日本薬局方クロホルム	同	五〇〇瓦	一、八六	二、三〇
容器	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	
壘	二五疋	七〇、八七	一	
同	同	同	同	同
本表價格ハ容器込ノ價格ニシテ二五疋壘詰ヲ中味賣スル場合ハ本表價格ノ一圓五〇錢下ゲトス				
三 厚生大臣指定代用消毒藥デシン				
容器	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	
壘	二五同	二、二〇	二、七四	
罐	一七、五疋	二六、五〇	三〇、〇八	
壘	四五〇瓦	、八九	一、一〇	
本表價格ニハ容器代ヲ含ムモノトス				
四 日本薬局方輸入プロムカリ	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	
壘	五〇〇瓦	二、六八	三、三三	
同	同	二五〇同	一、四五	一、八〇
同	同	二五同	、二八	、三五
木箱	大入一疋ニ付	四、七八	一	
本表價格ニハ容器代ヲ含ムモノトス				
五 本表小賣業者最高販賣價格ハ鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町、西伯郡境町ニ於ケル價格ニシテ以外ノ地ニ在リテハ左ノ額ヲ加算スルコトヲ得				
二五瓦以下一錢	五〇瓦以下二錢	二疋以下五錢	五疋以下十錢	二〇疋以下十五錢
				三〇疋以下二十五錢

00865

鳥取縣告示第二十七號

鳥取縣農業再保險審查會規程左ノ通定ム

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣農業再保險審查會規程

第一條 鳥取縣農業再保險審查會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ農業保險法第七十七條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ審查ス

第二條 審查會ハ鳥取縣ニ之ヲ置キ鳥取縣農業再保險審查會ト稱ス

審查會ノ管轄區域ハ鳥取縣ノ區域トス

第三條 審查會ハ會長一人及委員七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 會長ハ鳥取縣知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 鳥取縣總務部長並鳥取縣經濟部長

二 農業保險組合聯合會ノ役員 一人

三 農業保險組合ノ役員 一人

四 學識經驗アル者 三人

第五條 第二項第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ委員ハ知事之ヲ命ズ

前條第二項第三號及第四號ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 審查會ノ會議ハ委員ノ過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

審查會ノ議決ハ出席委員ノ過半数ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第八條 審查會ノ審査ノ裁決ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テシ之ヲ請求者ニ交付ス

第九條 審查會ニ幹事及書記ヲ置ク

幹事及書記ハ鳥取縣ノ官吏又ハ待遇官吏ノ中ヨリ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條 本規程ニ規定スルモノノ外審査會ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十六年十月一月ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第二十八號

鳥取縣農業再保險審查會規程施行規則左ノ通定ム

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣農業再保險審查會規程施行規則

第一條 農業保險組合が農業保險法第七十七條第一項ノ規定ニ依

リ鳥取縣農業再保險審查會ノ審查ヲ受ケントスルトキハ、組合ノ理事ハ左ノ事項ヲ記載シタル審查請求書ニ記名捺印シ證據書類アルトキハ之ヲ添へ組合ノ區域ヲ管轄スル審查會ニ提出スベシ

一 組合ノ名稱及住所

二 請求ノ目的タル再保險ノ表示(保險ニ付セラレタル共濟責任並ニ組合員ノ名稱及住所ヲ記載スベシ)

三 請求ノ趣旨

四 請求ノ理由

五 證據方法

六 年 月 日

第二條 審查會ニ於テ審查請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ謄本ヲ作成シ農業保險組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第三條 聯合會前條ノ謄本ノ送付ヲ受ケタルトキハ辯明書ヲ審查會ニ提出スベシ

第四條 審查會ハ審查請求書及辯明書ニ就キ審查ス

審查會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ鑑定書其他ノ書類ヲ徵スルコトヲ得

第五條 審查會ノ裁決ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 組合ノ名稱及住所

二 審查ノ目的タル再保險ノ表示(保險ニ付セラレタル共濟責任並ニ組合員ノ名稱及住所ヲ記載スベシ)

三 事實及爭點ノ要旨

四 裁決ノ趣旨

五 裁決ノ理由

六 年 月 日

第六條 審查會ノ裁決ノ原本ハ會長ノ指定シタル委員之ヲ作成シ會長及出席委員之ニ記名捺印スベシ

第七條 審查會ノ裁決ノ正本ハ前條ノ裁決ノ原本ニ基キ審查會幹事之ヲ作成シ鳥取縣農業再保險審查會ノ印章ヲ押捺スベシ

審查會幹事ハ本項ノ正本ヲ請求者ニ交付シ且其ノ謄本ヲ聯合會ニ送付スベシ

第八條 審查ノ請求ガ農業保險法ニ依リ之ヲ爲スベカラザルモノナルトキ又ハ其ノ手續ガ第一條ノ規定ニ違反スルモノナルトキハ裁決ヲ以テ之ヲ却下スベシ但シ手續ノ欠缺ハ之ヲ補正セシムルコトヲ妨ゲズ

第九條 審查會ノ裁決ヲ經タル事件ニ付テハ、審查ノ請求ノ手續ガ

第一條ノ規定ニ違反スルニ因リ却下セラレタル場合ヲ除クノ外再審査ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十條 組合ガ審查ノ請求ノ却下ヲ爲サントスルトキハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十一條 審查ヲ請求シタル組合ガ合併ニ因リテ解散シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ニ於テ其ノ審查ノ請求ヲ受繼グモノトス

前項ノ場合ニ於テハ、審查ノ請求ヲ受繼ギタル組合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ審查會ニ届出ツベシ

附 則

本施行規則ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第二十九號

昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程左ノ通定ム

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程

第一條 昭和十六年ノ水害ニ因リ荒廢セル耕地及耕地ニ關スル公共施設(道路、水路、井堰、溜池等)ヲ昭和十六年度ヨリ昭和十八年度迄ニ於テ復舊セシメムトスルモノニ對シ本規程ノ定ム

ル所ニ依リ、年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ交付ス但シ事業ノ爲支出シタル費用ニシテ他ノ團體又ハ個人ヨリ補助金、獎勵金又ハ寄附金等ヲ受ケタルモノ又ハ受クベキモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

耕 地 事業費ノ三分ノ一以内

公共施設 事業費ノ二分ノ一以内

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ第一號様式ノ願書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ前年度ノ三月末日迄ニ出願スベシ但シ昭和十六年度ニ在リテハ昭和十七年二月末日迄トス

一 設計書

二 助成金交付ノ事業ニ付認可、許可、議決又ハ同意ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ證スル書類

法人ニ係ルモノハ當該事業ニ對スル收支豫算書ヲ添付スベシ

數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ委任狀ヲ添付スベシ

第四條 補助金ヲ交付スベキモノト認メタルトキハ條件ヲ定メ指令書ヲ交付ス

第五條 設計書ヲ變更セムトスルトキハ理由ヲ具シ第二號様式ニ

00868

依り知事ノ認可ヲ受クベシ

第六條 工事ヲ開始又ハ完了シタルトキハ遲滞ナク第三號様式ニ依リ之ヲ届出ヅベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ第四號様式ニ依リ申請シ工事ノ指導監督ヲ受クベシ

第八條 補助金ヲ請求セムトスルトキハ年度終了後一ヶ月以内ニ事業成績書、收支決(精)算書ヲ添へ第五號様式ニ依リ請求書ヲ提出スベシ

補助金ハ年度割事業費ノ三分ノ一以上竣工シタルトキハ分割請求ヲ爲スコトヲ得

第九條 補助金ハ實地検査ノ上之ヲ査定交付ス

第十條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ事務所ヲ設ケ事業ノ狀況、費用ノ收支其ノ他事業ニ關スル事項ヲ明カニスベキ書類、帳簿ヲ備付クベシ

第十一條 補助金ノ交付ヲ受クルモノニ對シテハ當該官吏、吏員ヲシテ書類、會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取毀サシムルトアルベシ此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業者ニ於テ負擔スルモノトス

第十二條 左ノ各號ノニ該當スルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

一 本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違反シ其ノ他不正ノ行爲アリト認メタルトキ

二 工事ノ出來方不完全若ハ工事ノ停止、廢止等竣工ノ見込ナシト認メタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十三條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ其ノ工事施行地ニ屬スル市町村役場及耕地課出張所ヲ經由スベシ

第十四條 本規程ニ依ル事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

昭和十六年水害復舊耕地事業補助願

別紙設計書記載ノ事業ヲ施行致度候ニ付御補助相成度昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程ニ依リ此段相願候也

年 月 日 住所

00869

知 事 宛 氏 名 圖

第二號様式

昭和十六年水害復舊耕地事業設計書變更認可申請

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク設計書別紙ノ通變更致度候御認可相成度關係書類添付此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名 圖

知 事 宛

第三號様式

昭和十六年水害復舊耕地事業工事開始(完了)届

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク工事ハ昭和 年 月 日開始(完了)致候條此段御届候也

年 月 日 住所 氏 名 圖

知 事 宛

第四號様式

昭和十六年水害復舊耕地事業指導監督申請

一 工事施行位置

二 工事ノ種別

三 希望ノ時期

四 何々々

右工事指導監督相成度候係係官御派遣相成度此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名 圖

知 事 宛

第五號様式

昭和十六年水害復舊耕地事業補助金請求書(第四回)

一金 圓也

昭和 年度事業ノ爲支出シタル金額 耕地 公共施設 回ニ對スル三分ノ一圓

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク補助金御交付相成度事業成績書及收支決(精)算書添付此段請求候也

年 月 日 住所 氏 名 圖

知 事 宛

00870

事業成績書

昭和	年度(自昭和	年月日)	事業成績書
何々	同	同	同
井堰	同	同	同
溜池	同	同	同
水路	同	同	同
道路	同	同	同
耕地	町歩	町歩	町歩
工事	復舊 工事ノ數 量	復舊 前年度迄 了了了 了了了 了了了	復舊 前年度迄 了了了 了了了 了了了
			備考

備考

- 一 耕地ニ在リテハ開田開畑ニ區別スルコト
- 二 工事施行後ノ土地利用狀況ヲ末尾ニ詳細記入ノコト
- 三 豫定ノ數量ヲ終了セザリシモノニ付テハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記入ノコト

收支(精)算書

昭和 年度(自昭和 年月日) 收支決精(算書)

科目	復舊設前年度迄ニ本年 度迄シタル事業費額	復舊設前年度迄ニ本年 度迄シタル事業費額	計	殘額	附記
支					
出					

備考 補助金、獎勵金、寄附金、雜收入等ハ附記欄ニ詳細説明ノコト

鳥取縣告示第三十號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

00871

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市尾高町六十六番地 坂口合名會社
- 一 建築物ノ所在地 米子市角盤町三丁目八十番地
- 一 建築物ノ用途 住宅用板塀
- 一 建築物ノ構造 木造板塀 延長一八、七八七米
- 一 命令事項
  - 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
  - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
  - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
  - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第三十一號

昭和十六年三月鳥取縣告示第二百二十九號(醫藥品販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

蘆根石ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

大風子	粉末	五〇〇瓦	圓	五八	圓	七一
	小分	同		三五		四四
山 奈	粉末	同		七五		九二
	小分	同		六二		七七
	刻	同		七四		九一
沈 香	小分	同		一三、九七		一六、〇六
	粉末	同		一五、二七		一七、五五
	同	三疋		九一、一二		
黑胡椒	小分	五〇〇瓦		五九		七三
	同	五疋		四、九三		
	粉末	五〇〇瓦		七五		九二
	同	瓶、罐同		九七		一二
	同	三疋		四、〇〇		

(一) 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ容器代ヲ含ムモノトス  
 (二) 容器ニ付特ニ明示無キモノハ紙袋トス  
 (三) 鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町、西伯郡境町以外ノ地ハ本表小賣價格ニ左ノ額ヲ加算スルコトヲ得  
 十匁以下 一錢 五〇〇瓦 二錢  
 一 疋 五錢



00872

鳥取縣告示第三十二號

昭和十五年九月鳥取縣告示第六百八十九號(醫藥品販賣價格指定ノ件)中左ノ通告正ス

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

レゾルシン(局方)ノ次ニ左ノ如ク加フ

燐酸コデイン 二五瓦 一五、八〇 一七、七五

五同 三、二二 三、八八

酒石酸(局方)及重酒石酸カリ(局方)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

酒 石 酸(局方) 兩五〇瓦 四〇九、二六 四七〇、五〇

五〇〇瓦 四、六四 五、五二

二五同 、三七 、四六

重酒石酸カリ(局方) 兩五〇瓦 二九八、八八 三四三、五六

五〇〇瓦 三、四八 四、二〇

鳥取縣告示第三十三號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百三十九號(醫藥品販賣價格指定ノ件)中左ノ通告正ス

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

重碳酸ソーダノ項ニ左ノ如ク加フ

重碳酸ソーダ 布袋 五〇瓦 一〇、三一 一〇、八七

同 木箱 同 一〇、八三 一一、四二

同 木樽 同 一一、八二 一二、四六

昇 汞 錠 ノ項ヲ左ノ如ク改ム

昇 汞 錠 壘 五〇〇錠 七、八九 九、四六

同 同 一〇〇同 一、六八 二、〇九

同 同 五〇同 、九二 一、一四

消毒用昇汞ノ項ヲ左ノ如ク改ム

消毒用昇汞 壘 五〇〇瓦 七、二八 八、七二

同 同 二五〇同 三、七九 四、六一

同 同 二五同 、四七 、六〇

鳥取縣告示第三十四號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年十一月十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該犢ヲ牽付クベシ

昭和十七年一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査日 検査期場所 検査區域 牽付時刻

00873

一月二十日 東伯郡南谷村修練農場 南谷村 午前 十時 赤碓町 午後 一時

同 矢送村 關金家畜市場 矢送村 午後 一時 入橋町 午前 十時

二十一日 北谷村大字福本 北谷村 午前 十時 浦安村 午後 一時

同 村中野 同 村 午後 一時 社村 午前 九時

二十二日 高城村大字福田 高城村 午前 十時 倉吉町 午後 一時

同 村大字大立 同 村 午後 一時 灘手村 午前 十時

二十三日 上小鴨村大字福山 上小鴨村 午前 九時 榮村 午後 一時

同 小鴨村大字中河原 小鴨村 午前 十一時 由良町 午前 十時

同 村大字富海 同 村 午後 一時 大誠村 午後 一時

二十四日 古布庄村大字三本杉 古布庄村 午前 九時 上北條村 午前 九時

同 村大字矢下 同 村 午前 十一時 中北條村 午前 十一時

同 同 同 午後 一時 下北條村 午前 九時

二十六日 下郷村字劬 同 村 午後 二時 泊村 午前 十時

同 上郷村大字大杉 上郷村 午後 一時 東郷村 午後 一時

同 上中山村大字樋ノ口 上中山村 午前 十時 松崎村 午後 一時

同 同 同 午後 一時 舍人村 同

二十八日 安田村大字湯坂 安田村 午前 十時 花見村 午前 九時

同 同 同 午後 一時 長瀬村 午前 十一時

二十九日 成美村大字大石 成美村 午前 十時 長瀬村 午前 十一時

# 彙報

## 勞務調整令に就て

愈々一月十日より實施!

就職解雇等總て職業指導所へ

(職業課)

今回國家總動員法に基いて「勞務調整令」が制定公布され、愈々本年一月十日より實施せられたのであるが、本令は現下非常時局に於ける緊急方面、即ち軍需産業及び勞務動員産業に對してどうしても二百萬人以上の勞働力が必要なので、此の方面の従業者の解雇及び退職を制限する一方、他の方面では雇入れや就職に就ても従来より一層制限を嚴重にして思ひ切つた勞働力の節約を行ひ之を所要方面に振り向けて勞務の調整を行はうとするものであつて、從つて今後勞務者の雇入れ又は就職の場合には、次の事柄を心得て違反のないやう特に注意を望むと共に、又進んで人手を節約して重要産業方面に一人でも多く働かやう協力を切望する次第である。

一、解雇及び退職に就て

厚生大臣の指定した工場事業場其の他の場所又は厚生大臣の指定する範圍の仕事に従事する者は、所轄國民職業指導所長の認可がなければ解雇又は退職することは出来ない。

二、雇入れ及び就職に就て

(イ)制限を受ける者の範圍

本令に於ては技能者、國民學校修了者、及び一般青壯年の三つに分けて雇入れ及び就職をそれぞれ制限される。

1、技能者とは厚生大臣の指定する百三十四種の技術及び技能を修得した人、及び厚生大臣の指定する學校に於て指定する學科を修了した人であつて、年齢滿十四年以上滿六十年未滿の男子及び年齢滿十四年以上滿二十五年未滿の女子である。

2、國民學校修了者とは、此の規則が出来てから國民學校高等科及び同初等科を修了し、又は中途退學をしてから二年を経過しない者で技能者でない者を指すのである。

3、一般青壯年とは年齢滿十四年以上滿四十年未滿の男子、又は年齢滿十四年以上滿二十五年未滿の女子の中で、前に述べた技能者と國民學校修了者に該當しない者のことである。

從つてこの三つに該當しない人(他の規則に依つて別に定められた者を除く)は此の規則に制限されることなく、自由に雇入れ及び就職が出来る譯である。

00875

(ロ)雇入れ及び就職の方法

1、技能者は就職地を管轄する國民職業指導所長の認可を受けねば勝手に雇入れも就職も出来ない。

2、國民學校修了者は居住地を管轄する國民職業指導所で總て就職の世話をすることになつてゐるから、勝手に雇入れたり就職したりすることは許されない。

3、一般青壯年に就ては居住地を管轄する國民職業指導所の紹介を受けるか、縁故で雇入れられる場合は其の人員に就て豫め三月毎に所定の様式に依つて就業地を管轄する國民職業指導所長の認可を受けるか、(此の場合認可は厚生大臣の指定した事業に限る)又は雇入れやうとする一人々々に就て就業地を管轄する國民職業指導所長の認可を受けるか、右の何れかの方法に依らなければ雇入れも就職も出来ない。

以上勞務調整令の概略に就て述べたのであるが、此處に注意すべきは、前述の種々の場合には除外例があつて本令の制限を受けない者や事柄があり、又本令の制定公布に伴ひ「青少年雇入れ制限令」「従業者移動防止令」が廢止せられ「勞務供給事業規則」「勞務者募集規則」が改正せられたのであるが、之等の細かい點に就ては此處に説明を略するも、最寄の國民職業指導所に相談して苟くも國民として本規則に違反することのないやう切望す

## 二月の常會徹底事項

(振興課)

る次第である。

(一)大詔奉戴日

大東亞戰爭の勃發と共に米英に對する宣戰の大詔を降下あらせられた記念日たる毎月の入日を大詔奉戴日と定められ、從來の興亞奉公日はこれを廢止してこの日に發展統一せしめることとなつたことは曩に記した所であつて、二月に於ける各地の常會に於ては當時發せられた内閣告諭の趣旨を徹底して大東亞戰爭完遂のためには必勝の國民志氣を昂揚し、健全明朗なる積極面を發揮して左の實施項目の徹底を期することになつてゐる。

- 1 詔書奉讀
- 2 必勝祈願
- 3 國旗掲揚
- 4 職域奉公

尙其の他の國民運動の項目に關しては隨時大政翼賛會に於て政府と聯絡の下にこれを定められる筈である。

(二)防空の強化促進

開戰以來皇軍の赫々たる勝捷によつて、差當り大規模なる空襲を受けるやうな危険は除去せられたのであるが、しかし奇襲散發

00876

的な空襲は覺悟せねばならぬことであるし、且つ今後の情勢の推移變轉については決して豫斷し難い現狀であるから、防空態勢を一層強化促進するこの必要は國民の充分認識を要するところである。よつて二月の常會に於ては隣保防空計畫の確立、防空資材の整備、訓練の實施等に努めて防空強化促進運動の成果を納めるやうにしなければならぬ。

(三)長期戦争經濟への協力

大東亞戦争が長期建設戰たる本質に鑑み、緒戰の勝利に酔つて今後の希望に徒らに眩惑されることなく、この歡喜と感激とを以て常時その職域奉公の實踐に邁進すべきは言を俟たない。これが爲には特に戦争完遂への財政經濟態勢の確立強化に積極的協力を期することが肝要であつて、即ち次の事項について縣民の勵行を要する。

1 感謝貯蓄の實踐

皇軍の輝しき戦果に應へ、銃後に於ける長期經濟戰完遂の鐵石の決意を「感謝貯蓄」の實踐に表明する爲、從來行ひ來つた貯蓄の増加、或は別個に國債・貯蓄債券又は報國債券の購入、定額郵便貯金、据置貯金、長期金儲信託、生命保險加入等永く其の意義を傳へるやうな方法に依つて戰時貯蓄の増強の實效を期する。

2 經濟道義の昂揚

統制經濟運営の實情、就中業者並に一般消費大衆のこれに對する協力の態度にはなほ缺くる處が少なくないと認められるので昭和十七年二月一日より二月十日までの間に於て一週間を選んで大政翼賛會・商業報國會中央本部・中央物價統制協力會議の共同主催の下に「經濟道義昂揚運動」が實施されることになつてゐるから、この際業者・消費者一丸となつて經濟道義の昂揚を計り、明朗なる經濟長期戰態勢の確立を期すること。

3 生活物資の消費規正に對する積極的協力の

食糧品その他生活物資の消費規正は今後一層強化されるであらうから、かくの如きは戦争經濟確立の爲の當然の措置であることを縣民一般に認識せしめると共に、積極的にこれに協力して荷くもその統制を紊すやうなことを期すること。

(四)軍人援護の強化徹底

大東亞戦争下に於ける軍人援護の重要性に鑑み、これが徹底を期するため市町村單位の銃後奉公會の主催を以て、二月戰勝祈願祭等を實施される筈であるから、これと相呼應して左の事項の實踐を期することになつてゐる。

1 慰問文等の發送

2 戦歿軍人の遺族・出征軍人の家族並に傷病軍人等に對する勤

00877

勞作奉仕、家業の援助

3 生活狀況の査察・軍事扶助その他隣保相扶の方法による經濟的精神的支援協力  
なほ戦歿軍人の遺族・出征軍人の家族並に傷病軍人等に對しては、君國の爲に捧げ得たる一身一家の榮譽を自覺せしめて 皇恩の厚きに感謝し、益々家門の譽を顯揚せしめるやう勵ましめることが肝要である。

兵器献納資源回收

運動醸出金報告

金額	町村名
一金拾八圓貳拾四錢	氣高郡逢坂村
一金九圓貳拾五錢	日野郡阿毘祿村
一金九圓參錢	入頭郡船岡村
一金四圓四拾九錢	氣高郡勝部村
一金五拾七圓參拾八錢	氣高郡日置村
一金六圓參拾六錢	西伯郡手間村
一金拾六圓四拾壹錢	氣高郡勝谷村
一金貳圓拾錢	西伯郡大山村
一金拾參圓拾參錢	入頭郡上私都村

一金拾壹圓貳拾六錢	西伯郡夜見村
一金七圓拾八錢	東伯郡上小鴨村
一金八圓參拾八錢	日野郡二部村
一金拾壹圓六拾八錢	西伯郡彦名村
一金貳拾九圓五拾錢	西伯郡逢坂村
一金拾壹圓拾九錢	日野郡黒坂町
一金五圓	日野郡多里村
一金壹圓參拾五錢	東伯郡三徳村
一金五圓六拾七錢	東伯郡花見村
一金拾壹圓八拾七錢	日野郡日野村
一金八圓八拾錢	岩美郡網代村
一金七拾七圓四拾八錢	入頭郡安部村

◎文部省一般推薦圖書

◇民族と人口の理論	小山榮三著	A列五號	四〇九頁
◇技術と社會政策	昭一六・八一〇	定	價 四圓五十錢
	光書房發行		
	昭一六・八一〇	A列五號	二圓八十錢
	光書房發行		

00878

◇滿洲農業圖誌

滿洲弘報課編

昭一六・八・二五  
非凡閣發行

B列五號 一九四頁  
定價 三圓五十錢

◇財 政 學

汐見三郎著

昭一六・八・一八  
朝日新聞社發行

B列六號 一九七頁  
定價 一圓

◇山征かば (紀行集)

逗子八郎著

昭一六・九・一〇  
中央公論發行

B列六號 三八二頁  
定價 二圓五十錢

◇石川理紀之助

伊藤永之介著

昭一六・九・二〇  
新讀社發行

B列六號 二六九頁  
定價 一圓九十錢

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、年齢、職業、不詳  
推定年齢五十歳位、労働者 男
- 一 人 相 丈五尺三寸位、角顔、鼻隆、其ノ他普通、頭髮  
前長
- 一 特 徴 上前齒三枚ナシ、下前齒揃
- 一 著 衣 コットン冬シャツ、腹巻、コール天乗馬ズボン  
メリヤス冬サル又、鼠色ジャンパー

- 一 假埋葬 昭和十六年十一月十日空知太共同墓地
- 一 取扱者 北海道空知郡瀧川町長

備考  
昭和十六年一月九日午前八時頃瀧川町西裡谷口榮作方東方二  
十間ヲ離ル道路中央ニテ死亡ス  
右心當リノ向ハ直接町長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所氏名、不詳 推定年齢六十年位
- 一 男女別 男
- 一 人相、特徴 身長五尺二寸位頭老秃上リ顔圓顔、目、鼻、  
口普通下齒前方三本醫療ヲ受ケタル齒アリ
- 一 着衣 ナシ
- 一 遺留品 棒縞筒袖衣一枚
- 一 死亡日時及場所 昭和十六年十月二十五日午後二時頃本村  
一區(神通川左岸ヨリ百五十間經タル川原)ニ於テ餓死  
居タルニ付假埋葬ニ附セリ
- 一 其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項 ナシ
- 一 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年一月二十日印刷  
昭和十七年一月二十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所